

【保育料の仕組み（保育所で保育を利用するための経費（公定価格）を100千円とした場合）】

保育所で保育を利用するための経費(公定価格) 100千円

国の負担	都の負担	市の負担	市の負担	保護者の負担
公費負担分の50%	公費負担分の25%	公費負担分の25%	国が定める保育料の32%程度	国が定める保育料の68%程度
公費負担分 75千円			国が定める水準の保育料 25千円	

※公費負担分: 国が定める水準の保育料の割合は、令和元年度の実績としている。

国の負担	公費負担分	$75 \text{ 千円} \times 50\% =$	38	千円	
都の負担	公費負担分	$75 \text{ 千円} \times 25\% =$	19	千円	
市の負担	公費負担分	$75 \text{ 千円} \times 25\% +$			
		国が定める水準の保育料	$25 \text{ 千円} \times 32\% =$	27	千円
保護者の負担	国が定める水準の保育料	$25 \text{ 千円} \times 68\% =$	17	千円	